

随意契約理由書

1 業務名称

南港ポートタウン一般廃棄物鋼製保管設備改良工事

2 契約の相手方

日化メンテナンス(株)

3 随意契約理由

今回改良する一般廃棄物鋼製保管設備は、本市が南港ポートタウン地区内に設置したもので、地区内の市民が排出するごみの、定点収集場所として使用している設備である。

本設備の設置場所周辺においては、マンション建物の配置に影響される猛烈な風が周期的に発生している。これにより、設備の固定部品の破断、変形、構造部材接合部の緩み等が発生している。現状のまま使用継続した場合、破損、倒壊のみならず、市民や収集作業員を巻き込む事故が発生する恐れがある。そのため、当初の設計条件に新たな条件を追加し設計を行い、それにもとづく改良工事を行う必要がある。

本設備は、日化メンテナンス(株)が保有する独自の技術により、一括責任で設計・製作・施工したもので、設備の構造や使用材料の選定等については、製作会社のみが熟知している。そのうえ、既存設備を改良するにあたっては、当初の設計条件等を熟知し、それに適合させ機能を保持するためには、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製作会社以外で設計・施工した場合、不具合が発生した際の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じることから、改良後の一貫した責任と機能について保証を持たせる必要がある。

以上の理由により、当該設備の改良を行える業者は日化メンテナンス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課（電話番号 06-6612-4981）